オンキヨーホームエンターテイメント株式会社 定款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、オンキヨーホームエンターテイメント株式会社と称し、英文では、ONKYO HOME ENTERTAINMENT CORPORATION と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を有することによる当該会社の事業活動の支配および管理ならびに次の事業を営むことを目的とする。

（１）電気・電子・情報・通信機械器具の製造、販売
（２）光学機械器具、事務用機械器具およびその付属品、部品、材料等の製造、販売および仲介
（３）測定器、医療・福祉・介護・健康機械器具の製造、販売
（４）前各号の製品等の周辺機器、付属品、部品、材料、工具の製造、販売
（５）映像、音声、情報処理ソフトウェアならびにこれらを含む放送・通信・広告用コンテンツの制作、販売
（６）電気・情報通信、情報処理および情報提供に係るサービス
（７）前各号の製品・サービスの研究、開発、デザイン、企画、設計、賃貸、運用、修理、保守、輸出入ならびにこれらの請負、代理、代行、技術・ノウハウの供与・指導
（８）第１号から第６号までの製品・サービスに関する工事ならびにその他の建築工事、設備工事、内外装工事の設計、施工、請負、監理
（９）経営コンサルティングならびに各種事業に対する投資
(10) 総務、人事、経理、財務等に関する業務受託
(11) 不動産および各種施設の売買、交換、貸借、保守、管理、運営、清掃、修繕ならびにこれらの代理または仲介
(12) 損害保険代理、生命保険募集および個人融資業務代行
(13) 旅行および娯楽施設利用の斡旋ならびに催物の企画、運営
(14) 衣料雑貨、日用雑貨、清涼飲料水、食料品、書籍、事務用品、事務用機器、チケット、切手、収入印紙、登記印紙、ペット用品の販売
(15) 通信販売、小売店経営、印刷・コピー事務サービス、配送サービス、労働者派遣、個人融資、古物の売買
(16) 音楽著作権の管理および著作物の企画、製作、出版
(17) タレントの育成、マネジメント、プロモート
(18) 株式その他有価証券の取得、投資、保管、利用、売買
(19) 木工製品の製造、販売および仲介
(20) 電気通信工事業
(21) 家具、建築資材および住宅設備機器の企画、デザイン、設計、工事、販売、仲介および輸出入
(22) 物流コンサルティング
(23) 物流情報システム開発販売および運営管理業、物流、軽作業に関する請負業務
(24) 電子・電気機械器具、光学機械器具、事務用機械器具、映像・音声およびコンピュータのソフトウェアの品質評価代行サービスおよび関連するコンサルティング
(25) 酒類、医薬品および化粧品の販売
(26) インターネットによる電子商取引業務
(27) インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、開発運用、管理、保守
(28) イベントに関する企画、制作、運営
(29) 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

（機　関）
第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、55,000 万株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。
普通株式　55,000 万株
Ａ種種類株式　2,500 株
Ｂ種種類株式　2,500 株
Ｃ種種類株式　7,500 株

（自己の株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　　当会社の普通株式の単元株式数は 100 株、Ａ種種類株式の単元株式数は１株、Ｂ種種類株式の単元株式数は１株、Ｃ種種類株式の単元株式数は１株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第１０条　　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）
第１１条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規則）

第１２条　　当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第２章の２　種類株式

（優先配当金）

第１２条の２　当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載もしくは記録されたＡ種種類株式、Ｂ種種類株式もしくはＣ種種類株式（以下、あわせて「種類株式」という。）を有する株主（以下、それぞれ「Ａ種種類株主」、「Ｂ種種類株主」および「Ｃ種種類株主」といい、あわせて「種類株主」という。）または種類株式の登録株式質権者（種類株主とあわせて以下、「種類株主等」といい、Ａ種種類株式についての種類株主等を「Ａ種種類株主等」と、Ｂ 種種類株式についての種類株主等を「Ｂ種種類株主等」と、Ｃ種種類株式についての種類株主等を「Ｃ種種類株主等」という。）に対し、第 12 条の 11 第１項に定める支払順位に従い、種類株式１株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により種類株式１株あたりに支払われる金銭を、以下、「優先配当金」といい、Ａ種種類株式についての優先配当金を「Ａ種優先配当金」と、Ｂ種種類株式についての優先配当金を「Ｂ種優先配当金」と、Ｃ種種類株式についての優先配当金を「Ｃ種優先配当金」という。）を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

２．優先配当金の金額

（１）Ａ種優先配当金の金額

Ａ種優先配当金の額は、Ａ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末ごとに下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）。優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）＋2.5%「日本円 TIBOR（６か月物）」とは、各半期事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前 11 時における日本円６か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円 TIBOR（６か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前１１ 時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR６か月物（360 日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値またはこれに準ずると認められる数値を、日本円 TIBOR（６か月物）に代えて用いるものとする。なお、Ａ種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてＡ種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るＡ 種優先配当金の額は、その各配当におけるＡ種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

（２）Ｂ種優先配当金の金額

Ｂ種優先配当金の額は、Ｂ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）。なお、Ｂ種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（ 同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてＢ種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るＢ種優先配

当金の額は、その各配当におけるＢ種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

（３）Ｃ種優先配当金の金額

Ｃ種優先配当金の額は、Ｃ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。）。なお、Ｃ種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（ 同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてＣ種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るＣ種優先配当金の額は、その各配当におけるＣ種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

３． 非参加条項

当会社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額（ 次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第８号ロもしくは同法第 760 条第７号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第１項第 12 号ロもしくは同法第 765 条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

４． 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対して行われた１株あたりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき本項に従い累積した累積未払配当金相当額（以下に定義される。） の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第２項各号に従い計算される優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第２項各号ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額が種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、１年ごと（ただし、１年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、１年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第２位まで計算し、その小数第２位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下、「累積未払配当金相当額」といい、Ａ種種類株式についての累積未払配当金相当額を「Ａ種累積未払配当金相当額」と、Ｂ種種類株式についての累積未払配当金相当額を「Ｂ種累積未払配当金相当額」と、Ｃ種種類株式についての累積未払配当金相当額を「Ｃ種累積未払配当金相当額」という。）については、第 12 条の 11 第１項に定める支払順位に従い、種類株主等に対して配当する。

（残余財産の分配）

第１２条の３　当会社は、残余財産を分配するときは、種類株主等に対し、第 12 条の 11 第２項に定める支払順位に従い、種類株式１株につき、次項に定める額（以下、「残余財産分配額」といい、Ａ種種類株式についての残余財産分配額を「Ａ種残余財産分配額」と、Ｂ種種類株式についての残余財産分配額を「Ｂ種残余財産分配額」と、Ｃ種種類株式についての残余財産分配額を「Ｃ種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

２． 残余財産分配額の金額

（１）Ａ種残余財産分配額の金額

Ａ種残余財産分配額は、Ａ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に、Ａ種累積未払配当金相当額および第４項に定めるＡ種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である

場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＡ種累積未払配当金相当額を計算する。

（２）Ｂ種残余財産分配額の金額

Ｂ種残余財産分配額は、Ｂ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に、Ｂ種累積未払配当金相当額および第４項に定めるＢ種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＢ種累積未払配当金相当額を計算する

（３）Ｃ種残余財産分配額の金額

Ｃ種残余財産分配額は、Ｃ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に、Ｃ種累積未払配当金相当額および第４項に定めるＣ種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてＣ種累積未払配当金相当額を計算する。

３．　非参加条項

種類株主等に対しては、前２項のほか、残余財産の分配は行わない。

４．　日割未払優先配当金額

種類株式１株あたりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第２項各号に従い計算される優先配当金相当額とする（以下、種類株式１株あたりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といい、Ａ種種類株式についての日割未払優先配当金額を「Ａ種日割未払優先配当金額」と、Ｂ種種類株式についての日割未払優先配当金額を「Ｂ種日割未払優先配当金額」と、Ｃ種種類株式についての日割未払優先配当金額を「Ｃ種日割未払優先配当金額」という。）。

（議決権）

第１２条の４　Ａ種種類株主、Ｂ種種類株主およびＣ種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（金銭を対価とする取得請求権）

第１２条の５　金銭対価取得請求権

種類株主は、それぞれ次に定める日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第２項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月１日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の 10 銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定める額（以下、「任意償還価額」といい、Ａ種種類株式についての任意償還価額を「Ａ種任意償還価額」と、Ｂ種種類株式についての任意償還価額を「Ｂ種任意償還価額」と、Ｃ種種類株式についての任意償還価額を「Ｃ種任意償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。

Ａ種種類株式　2021 年１月 28 日
Ｂ種種類株式　2021 年１月 28 日
Ｃ種種類株式　2023 年１月 28 日

ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたＣ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたＣ種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみＣ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＣ種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたＡ種種類株式およびＢ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日

（次条第１項に定義する。）として現物償還請求（ 次条第１ 項に定義する。）がなされたＢ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる REVOLUTION 株式（次条第１項に定義する。）および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたＣ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたＡ種種類株式およびＢ種種類株式ならびに現物償還請求がなされたＢ種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたＣ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみＡ種種類株式およびＢ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種種類株式およびＢ種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

２． 任意償還価額の金額

（１） Ａ種任意償還価額の金額

当該償還請求にかかるＡ種種類株式の数に、(i) Ａ種種類株式１株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) Ａ種累積未払配当金相当額およびＡ種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額

なお、本号においては、Ａ種累積未払配当金相当額の計算およびＡ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額およびＡ種日割未払優先配当金額を計算する。

（２） Ｂ種任意償還価額の金額

当該償還請求にかかるＢ種種類株式の数に、(i) Ｂ種種類株式１株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) Ｂ種累積未払配当金相当額およびＢ種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額

なお、本号においては、Ｂ種累積未払配当金相当額の計算およびＢ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、Ｂ種累積未払配当金相当額およびＢ種日割未払優先配当金額を計算する。

（３） Ｃ種任意償還価額の金額

当該償還請求にかかるＣ種種類株式の数に、(i) Ｃ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に110％を乗じて得られる額ならびに(ii) Ｃ種累積未払配当金相当額およびＣ種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額

なお、本号においては、Ｃ種累積未払配当金相当額の計算およびＣ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、Ｃ種累積未払配当金相当額およびＣ種日割未払優先配当金額を計算する。

３． 償還請求受付場所

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

４． 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

（REVOLUTION 株式を対価とする取得請求権）

第１２条の６　REVOLUTION 株式対価取得請求権

Ｂ種種類株主は、2021 年１月 28 日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月１日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の 10 銀行営業日前までに当会社に対して、当会社が保有する株式会社 REVOLUTION が発行する普通株式（証券コード：8894。以下、「REVOLUTION 株式」という。）および金銭の交付と引換えに、その有するＢ種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該現物償還請求に係るＢ種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定める REVOLUTION 株式および金銭を、Ｂ種種類株主に対して交付する。

ただし現物償還請求日において現物償還請求がなされたＢ種種類株式の取得と引換えに交付

することとなる REVOLUTION 株式および金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたＡ種種類株式およびＢ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたＣ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたＢ種種類株式ならびに償還請求がなされたＡ種種類株式およびＢ種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたＣ種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみＡ種種類株式およびＢ種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったＡ種種類株式およびＢ種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。

２．　現物償還交付財産の内容

（１）現物償還請求がなされたＢ種種類株式の対価として交付する財産は、当会社が保有する REVOLUTION 株式の時価（第３号に定義する。）の合計額（以下、「現物交付 REVOLUTION 株式価額」という。）が当該現物償還請求にかかるＢ種種類株式にかかる現物償還交付額（次号に定義する。）以下で最大となるような REVOLUTION 株式および現物償還交付額と現物交付 REVOLUTION 株式価額の差額に相当する金銭とする。

（２）現物償還交付額

前号において「現物償還交付額」とは、当該現物償還請求にかかるＢ種種類株式の数に、(i) Ｂ種種類株式１株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) Ｂ種累積未払配当金相当額およびＢ種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額をいう。

なお、本号においては、Ｂ種累積未払配当金相当額の計算およびＢ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「現物償還請求日」と読み替えて、Ｂ種累積未払配当金相当額およびＢ種日割未払優先配当金額を計算する。

（３）REVOLUTION 株式の時価とは、現物償還請求日の株式会社東京証券取引所における REVOLUTION 株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）をいう。

３．　現物償還請求受付場所

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

４．　現物償還請求の効力発生

現物償還請求事前通知の効力は、現物償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する現物償還請求受付場所に到達したときに発生する。現物償還請求の効力は、当該現物償還請求事前通知に係る現物償還請求日において発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第１２条の７　当会社は、2022 年１月 28 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の 10 銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、次項に定める額（以下、「強制償還価額」といい、Ａ種種類株式についての強制償還価額を「Ａ種強制償還価額」と、Ｂ種種類株式についての強制償還価額を「Ｂ種強制償還価額」と、Ｃ種種類株式についての強制償還価額を「Ｃ種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

２．　強制償還価額の金額

（１）Ａ種強制償還価額の金額

当該金銭対価償還に係るＡ種種類株式の数に、(i)Ａ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に 110％を乗じて得られる額ならびに(ii)Ａ種累積未払配当金相当額およびＡ種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額

なお、本号においては、Ａ種累積未払配当金相当額の計算およびＡ種日割未払優先配当金額

の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額およびＡ種日割未払優先配当金額を計算する。

（２） Ｂ種強制償還価額の金額

当該金銭対価償還に係るＢ種種類株式の数に、(i) Ｂ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に 110%を乗じて得られる額ならびに(ii) Ｂ種累積未払配当金相当額およびＢ種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額なお、本号においては、Ｂ種累積未払配当金相当額の計算およびＢ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、Ｂ種累積未払配当金相当額およびＢ種日割未払優先配当金額を計算する。

（３） Ｃ種強制償還価額の金額

当該金銭対価償還に係るＣ種種類株式の数に、(i) Ｃ種種類株式１株あたりの払込金額相当額に 110%を乗じて得られる額ならびに(ii) Ｃ種累積未払配当金相当額およびＣ種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額

なお、本号においては、Ｃ種累積未払配当金相当額の計算およびＣ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、Ｃ種累積未払配当金相当額およびＣ種日割未払優先配当金額を計算する。

（譲渡制限）

第１２条の８　種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

（自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除）

第１２条の９　当会社が株主総会の決議によって種類株主との合意により当該種類株主の有する種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第２項および第３項の規定を適用しないものとする。

（株式の併合または分割、募集株式の割当てなど）

第１２条の 10　当会社は、種類株式について株式の分割または併合を行わない。

２．当会社は、種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

３．当会社は、種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

（優先順位）

第１２条の 11　優先配当金、累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に対する剰余金の配当の支払順位は、Ｃ種累積未払配当金相当額が第１順位、Ｃ種優先配当金が第２順位、Ａ種累積未払配当金相当額およびＢ種累積未払配当金相当額が第３順位（Ａ種累積未払配当金相当額およびＢ種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、Ａ種優先配当金およびＢ種優先配当金が第４順位（Ａ種優先配当金およびＢ種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第５ 順位とする。

２．種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、Ｃ種種類株式に係る残余財産の分配を第１順位、Ａ種種類株式およびＢ種種類株式にかかる残余財産の分配を第２順位（Ａ種種類株式およびＢ種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第３順位とする。

３．当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

第３章　株主総会

（招　集）
第１３条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１４条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集者および議長）
第１５条　　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２．　代表取締役が複数いる場合、または代表取締役が事故等の事情で議長となれないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供について）
第１６条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第１７条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１８条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（種類株主総会）
第１８条の２　第 14 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
２．　第 15 条、第 16 条および第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
３．　第 17 条第１項の規定は、会社法第 324 条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
４．　第 17 条第２項の規定は、会社法第 324 条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
５．　当会社が、会社法第 322 条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）
第１９条　　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選　任）
第２０条　　取締役は、株主総会において選任する。
２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）
第２１条　　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）
第２２条　　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

（役付取締役）
第２３条　　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。ただし、取締役社長は、代表取締役の中から選定する。

（顧問および相談役）
第２４条　　取締役会は、その決議によって、顧問および相談役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第２５条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。
２．　　代表取締役が複数いる場合、または代表取締役が事故等の事情で議長となれないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知）
第２６条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．　　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第２７条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
２．　　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第２８条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第２９条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第３０条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第５章　監査役および監査役会

（員　数）
第３１条　　当会社の監査役は、７名以内とする。

（選　任）
第３２条　　監査役は、株主総会において選任する。
２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）
第３３条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３４条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３５条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第３６条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）
第３７条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３８条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第３９条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（選　任）
第４０条　　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）
第４１条　　会計監査人の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の責任免除）
第４２条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．　　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第７章　計　　算

（事業年度）
第４３条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第４４条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。
２．　　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第４５条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第４６条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上

平成 22 年 10 月１日制定実施
平成 23 年６月 22 日附則削除
平成 24 年６月 27 日第６条変更
平成 27 年６月 23 日第６条、第 30 条、第 39 条変更
平成 28 年６月 23 日第 19 条変更
平成 30 年６月 21 日第２条変更
令和　元年６月 26 日第６条変更
令和　２年６月 25 日第３条、第６条変更、第 42 条新設
令和　２年７月 23 日附則削除
令和　２年９月 25 日第１条、第２条、第６条変更
令和　２年 10 月２日附則削除
令和　３年１月 27 日第６条変更、第８条変更、第 12 条の２乃至第 12 条の 11 新設、第 18 条の２新設